

入札公告（郵便入札）

筑西広域市町村圏事務組合条件付一般競争入札（郵便入札2件）を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び筑西広域市町村圏事務組合財務等に関する規則（平成28年組合規則第7号）がその例によることとする筑西市契約規則（平成17年筑西市規則第42号。以下「筑西市契約規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和元年5月15日

筑西広域市町村圏事務組合

管理者 須 藤 茂

1 入札に付する事項

件名及び概要等 別紙「筑西広域市町村圏事務組合条件付き一般競争入札（郵便入札）に関する概要」（以下「別紙概要」という。）のとおり

2 入札参加形態

単体によるものとする。

3 入札参加資格要件（共通事項）

この入札の参加資格は、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 筑西広域市町村圏事務組合平成30・31年度一般（指名）競争入札参加資格者として受付された者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる一般競争入札に参加させることができない者に該当するものでないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる事項に該当するものとして、筑西広域市町村圏事務組合（以下この公告及び申請書類において「組合」という。）及び結城市、筑西市、桜川市（以下この公告及び申請書類において「構成市」という。）の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 暴力団又はその他暴力的集団の構成員でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 入札を執行する日において筑西広域市町村圏事務組合の指名停止の措置を受けていないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか別紙概要に記された入札参加条件を満たしていること。

4 入札参加申請等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加申請書（様式1）を、別紙概要に記された期間内に返信用封筒を添付し、持参にて筑西広域市町村圏事務組合事務局企画財政課財政グループ（以下「事務局」という。）に提出すること。※各様式等は組合ホームページ（<http://www.tikusei.or.jp/>）からダウンロード可
- (2) 入札参加申請書の受領に係る通知については、入札参加申請受付書により、令和元年5月27日（月）までに事務局から通知するものとする。

5 設計図書等の閲覧等

- (1) 設計図書等は筑西広域市町村圏事務組合ホームページよりインターネット上に公開するので、ダウンロードすること。
- (2) 書面による設計図書の閲覧又は貸与を希望する場合は次により行う。
 - ① 期 間 令和元年5月15日（水）～開札日前日の午後5時まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。
 - ② 時 間 午前8時30分～午後5時
ただし、午前12時～午後1時を除く。
 - ③ 場 所 組合事務局
 - ④ 貸 与 原則として1回を限度とし、貸与期間は1日とする。
- (3) 設計図書等に対する質問がある場合は、設計図書等に関する質問書（様式2）を別紙概要に記された期日までに、持参又は電子メール（ji-zaisei@tikusei.or.jp）にて事務局に提出すること。
- (4) (3)の質問に対する回答は、令和元年5月27日（月）までに組合ホームページ（<http://www.tikusei.or.jp/>）にて回答する。
なお、質問に対する回答をもって、設計図書等を加筆修正したものとみなす。

6 現場説明会

現場説明会は、行わない。

7 入札方法等

- (1) 入札方法 郵送のみ（一般書留、簡易書留のどちらか）
- (2) 宛 先 〒308-0803 茨城県筑西市直井1076番地
筑西広域市町村圏事務組合 事務局
- (3) 到着期限 令和元年5月29日（水）午後5時必着
- (4) 入札書
 - ① 指定入札書（様式3）を使用し、総額（税込）を記載すること。なお、納車時期が消費税率改正後となるため、税率は10%とすること。
 - ② 入札書の日付は、開札の期日を記載すること。
- (5) 入札封筒 封筒は任意の二重封筒とし、次のとおりとする。
 - ① 中封筒は、入札書及び内訳書を入れて、封かんのうえ、封筒記入例を参照し入札に係る件名及び入札者の商号又は名称を表記するものとする。
 - ② 表封筒は、入札書を同封した中封筒を入れ、表に入札書送付先郵便番号、住所、機関名、入札参加者の住所及び商号又は名称を表記し、併せて「入札書在中」を朱書きする。
- (6) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

- (7) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、筑西広域市町村圏事務組合財務等に関する規則その他の法令等の規定を遵守し、かつ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をしないこと。
- (8) 入札は、参加者が一人でもあれば有効とするが、やむを得ない理由が生じたときは入札を中止し、又は延期するものとする。
- (9) 落札候補者がいないときは、入札を中止し、不調とする。
- (10) 最低制限価格を設定する場合は、別紙概要に記載する。

8 入札の辞退

入札参加申請書（様式1）提出後、入札を希望しない場合は入札の辞退を認めることとし、入札者は、入札辞退届（様式4）を提出すること。

9 積算内訳書の提出

- (1) 入札者は、入札に際し、入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
- (2) 積算内訳書は所定（別添ファイルに掲載）のものを使用すること。

10 開札執行の日時及び場所

日時及び場所 別紙概要のとおり

11 開札の立会い

- (1) 郵便入札の参加者のうち希望する者があるときは、開札に立ち会うことができる。入札者から委任を受けた者は委任状（様式5）を提出することとする。
- (2) 開札の立会いを希望する者がいない場合は、入札事務に関係のない職員が開札に立ち会うこととする。

12 落札候補者の決定方法

- (1) 開札後、予定価格以下の最低の価格で入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合、予定価格以下で、かつ、最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 落札候補者となるべき同額の者が2以上あるときは、くじにより落札候補者及びその次の順位以降の者（以下「次順位者」という）を落札候補者とする。

13 落札候補者等の資格審査書類の提出

落札候補者は、開札終了後、下記の入札参加資格審査書類をすみやかに提出すること。なお、審査書類の作成費用は当該落札候補者の負担とし、提出された審査書類は返却しない。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書（様式6）
- ② 入札参加資格条件において契約実績・許可等を必要としている場合は、それを証明する書類（契約書・許可書の写し）

(2) 提出期限

- ① 日 時 令和元年5月30日（木）午後5時までの間に上記書類を持参により提出すること。
ただし、次順位者であった者の提出期限は別に指定するものとする。
- ② 提出先 組合事務局

14 落札者の決定方法

- (1) 入札参加資格審査書類により、落札候補者について入札参加資格の審査を行う。
- (2) 入札参加資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格があると認めたときは、当該候補者を落札者とする。
- (3) 入札参加資格審査の結果、落札候補者に入札参加資格がないと認めたときは、次順位者を落札候補者とし、この者につき改めて入札参加資格の審査を行う。この審査は落札者が決定するまで行う。

15 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) 本公告及び別紙概要に示した競争入札参加資格を有しない者が入札をした場合
- (3) 入札参加者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合
- (4) 入札書に記載した金額その他必要事項が確認しがたい場合
- (5) 入札書に記名押印のない場合
- (6) 入札書を2通以上提出した場合
- (7) 入札書と内訳書の記載金額が一致しない場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札した場合

16 入札保証金

免除する。

17 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結しようとする日までに納付しなくてはならない。ただし、筑西市契約規則第27条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除する。

18 契約の締結

直近の組合議会の議決を経て落札者と本契約を締結する。その間は仮契約とし、仮契約書を結ぶものとする。

19 その他

- (1) 入札に参加した者は、入札後において、公告、設計図書、契約書等について、不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 令和元年5月1日（改元の日）以降の日付がある場合の元号表記は「令和」とする。

20 問い合わせ先

筑西広域市町村圏事務組合 事務局 企画財政課財政グループ
TEL 0296-22-7979
FAX 0296-22-7386
e-mail ji-zaisei@tikusei.or.jp